

広域水道常任委員会記録

令和6年1月26日（金）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和6年1月26日(金)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 森 正明 副委員長 本石 篤志
委員 嶋村 ただし 委員 桐生 秀昭
委員 山下 正人 委員 尾崎 太
委員 花上 喜代志 委員 橋本 勝
委員 木庭 理香子 委員 川島 雅裕
- 4 委員外議員 議長 佐藤 祐文
- 5 議事説明者 企業長 浅羽 義里 副企業長 山隈 隆弘 理事 秋元 康由
危機管理室長 三橋 俊郎 総務部長 津田 宏 浄水部長 小池 健一
建設部長 依田 一仁
ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江 伸治 ほか書記4名
- 7 議事日程
 - 第1 付託事件の審査
 - 議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
 - 議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算
 - 第2 業務状況関係の調査
 - 第3 その他

○森委員長

それでは、ただいまから広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程第1 付託事件の審査を行います。

初めに委員会の運営についてお諮りをいたします。

委員長といたしましては、議案第1号、議案第2号及び議案第3号について、議題とし、それぞれ当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として当局に要望要求した後、閉会し、次回2月8日に再度質疑を行い、採決と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

これより、議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する 条例を議題といたします。なお、今後の当委員会における当局の説明は着席にて行ってください。それでは、当局の説明をお願いします。

津田総務部長。

○津田総務部長

それでは、広域水道常任委員会資料(条例関係)をご覧ください。議案第1号について ご説明いたします。議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の概要についてです。

1の改正の概要です。2件ございます。まず会計年度任用職員の勤勉手当の支給手当 支給でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布 され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることから、所要の改正を行うものです。

次に、企業長等の損害賠償責任の一部免責等の改正の概要ですが、こちらも同様に、地方自治法の改正に伴い、地方自治法の条文を引用する条項に変更が生じることから、改正を行うものです。

施行日はいずれも令和6年4月1日でございます。

議案第1号については以上でございます。

○森委員長

以上で説明が終わりました。それでは、議案第1号について質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言をお願いします。質疑ご意見は特にないようですので、質疑は 以上で終了いたします。議案第1号については、本日はこの程度にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。よって、次回、引き続き調査を行います。次に、議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。それでは、当局の説明をお願いいたします。
津田総務部長。

○津田総務部長

続きまして、ページをおめくりいただき、2ページの議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要についてです。

1の改正の概要です。こちらも2件ございます。

まず、組織に関する改正の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の流行に対し、組織内クラスターを発生させないことを目的として、令和3年度に設置した危機管理室については、コロナの感染症法上の位置づけが変更されたことを踏まえ、廃止いたします。

なお、危機管理機能については、自然災害等の対応に重点を置いた危機管理体制とするため、コロナ禍以前と同様に、災害や設備事故に関する第一報の窓口となる浄水部にその機能を移管します。自然災害等に対してより迅速に対応できる組織改編を行うものでございます。

続きまして、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する改正です。こちらは議案第1号と同様に、地方自治法の改正に伴い、議会の同意を要する賠償責任を免除する場合における地方自治法の条文を引用する条項に変更が生じることから、改正を行うものです。施行日は令和6年4月1日です。議案第2号については以上でございます。

○森委員長

以上で説明が終わりました。それでは、議案第2号について質疑を行います。質疑のある方は順次ご発言をお願いします。

木庭委員。

○木庭委員

ご説明ありがとうございました。幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、組織に関する改正について危機管理室を廃止し、浄水部に集約するとのことですが、もともと危機管理室が設置されたのは、組織内のクラスター対応が目的であり、災害時や設備事故に関する第一報の窓口となる浄水部にコロナ前と同様に戻すとの説明でありました。しかし、今年1月に能登半島地震が発災いたしまして、浄水場11カ所中9カ所が被災し、復旧のめどが全く立たない状況を目の当たりにした今こそ、危機管理に特化した部署を設置し、多角的な防災対策の構築や災害時の対応が可能な職員を配置し、連絡体制

等についても再検証するなど充実を図るべきと考えます。

改めて危機管理室を浄水課に集約する理由を、メリット、デメリットあわせて、具体的に伺います。また、集約することで迅速性が図られるとのご説明でありましたが、根拠についても具体的に伺います。

○森委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

危機管理室を浄水課に集約する理由でございますが、危機管理室は新型コロナウイルスの感染症が流行する中、企業団の使命である安定給水継続のため、職場内でクラスターを絶対に発生させないということを目的に設置したものでございます。

しかし、その一方で、自然災害、水質事故、設備事故などへの対応も危機管理室に集約したため、例えば情報伝達や指揮命令系統などの対応が複雑になってしまったという面があります。具体的には、従来は、事故等の情報は各現場から水運用センターを経由して、第一報が浄水課に入り、浄水部長を経て企業長に報告し、対応について協議、判断するという流れでした。室の設置後は、情報は各現場から水運用センターを経由して、危機管理室に一元的に入れることにしました。

しかし、危機管理室は、日頃から維持管理をしているわけではないため、結果的には、施設を維持管理する浄水課にも連絡をしたうえで、危機管理室と浄水課が連携して、企業長に報告し、その後の具体的な対応は、浄水課が企業長の指示に基づき復旧対応の指揮をとるという流れにならざるを得ませんでした。

このように災害事故対応に限ると、従前より多くの職員が関わることになり、また、そのプロセスが複雑になったと言わざるを得ない状況でございました。

このため、クラスターの発生を防ぎ、コロナの対応に大きな成果を上げた危機管理室でしたが、その対応が一段落した、この時点で廃止することとしました。

そして企業団のリスクとしては、最も大きい災害、事故等に的確に対応できるよう、従前の危機管理体制に戻すとともに、コロナなどの感染症対策については、職員課に集約することといたしました。

ただいま申し上げたとおり、メリットとしましては、企業団の最大のリスクである自然災害、水質事故、設備事故などの対応において、情報伝達、指揮命令系統がシンプルになるということでございます。

デメリットとしては、あえて申し上げれば、企業団のリスクとして想定される災害事故、感染症への対応がそれぞれの所管に分散されるということになりますが、情報共有をしっかりと図り、対応に遺漏が生じないように努めてまいります。

また、今後もより良い体制を目指して不断の見直しを行ってまいりたいと思います。

最後に、迅速性が図れる根拠ですが、情報伝達、指揮命令系統から1部門が外れることにより、よりシンプルになるということになります。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

今のご答弁ですと、対応に不備が生じることや対応が遅れが生じるというご説明があったんですが、そうした対応も必要かもしれませんが、危機管理室については、今回の能登半島地震が発災したことを受けて、改めて考えるべきであると思うんですね。

そもそも、コロナ禍以前に危機管理室がなかったということには正直驚いています。

能登半島地震においては、最重要ライフラインである水道の復旧が遅れている要因の一つとして、やはり半島の多くが浄水場から100キロ以上先にあるということで、途中の被災状況が深刻で、復旧が遅れているということもあると思います。

令和5年5月に策定されました5事業者の「施設整備の概要」を拝見しますと、災害時のバックアップ機能というものが挙げられておりますけれども、その他の危機事象への対策であったりとか、様々な経験や知見を通じて、危機管理というのはブラッシュアップしていくものだと考えます。

本来、危機管理室が担う役割というのは非常に大きいと思うんですね。対応するのはもちろん浄水部の部門でいいと思うんですけれども、やはりその対策を練るという部分は、危機管理室がやはり要ではないかなと、切り分けて設置すべきではないかなというふうに考えております。予算の基本方針の一つに、自然災害や多様なリスクへの対応強化というのが挙げられておりますけれども、能登半島地震を教訓に、改めて浄水課とは独立した危機管理対応に特化した危機管理室の設置を強く求めたいと思います。

これは企業長のリーダーシップに期待をいたしたいと思いますので、是非ご検討頂ければと思います。以上で質問を終わります。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

この危機管理の件ですが、総務部長のご説明にあったように、どうしても物理的な危機管理やリスクが重視されてるなど。水道施設は、横浜市もそうなんですけれども、人の出入りが厳しく制限されていることから、物理的な木庭委員がおっしゃるとおり、地震だとかいうものもあると思うんですが、サイバーセキュリティというものが、

なかなか視点に入っていないというふうに考えてますが、現実問題として、政府の施設だとか行政の施設の中で、1日当たり結構な回数のサイバー攻撃が実際にあるんですが、企業団においては、サイバー攻撃というのは、普段受けてるのか受けてないのか、その点はいかがでしょうか。

○森委員長

山口デジタル推進課長。

○山口デジタル推進課長

普段からサイバー攻撃を受けているかどうかというお話ですが、ネットワークに入る入口と端末側の両方で対策をしております。実際にも攻撃を受けているところではあります。今は、一応、防いでいるというのが実情だというふうに考えております。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

今、ご説明あったように、やはり攻撃を受けてるんですね。これは狙う側からすると、いわゆる我が国の重要施設なわけで、水道というところがサイバー攻撃を受けてるということは、実際問題、今、受けてる攻撃がどのレベルか私たちは分かりませんが、やはりハッキングが全世界的に厳しい状況を考えて、物理的なリスク管理というのはもちろん大事ですが、こういった電子的なサイバー攻撃等の対策も含めて検討していかないと、地震で停止するのは物理的に分かりやすいですが、理由も分からずに水が供給できませんというのは、ある日突然起こる可能性があるのも、非常に大きな危機だと思います。セキュリティについては、是非、そこも検討していただければありがたいと思います。以上です。

○森委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

危機管理室の廃止に伴い、ご懸念のご意見を賜りましてありがとうございました。

私どもこの危機管理室を作った際は、確かに動機はコロナ対策を徹底するということがございました。それとあわせて、しっかりと管理を一元化してやっていこうという意識で始めたわけがございます。ところが、水道事業におきましては、水道だけの事象に当てはまるものもあれば、サイバー攻撃もあるわけですが、その中でも事故対応が1番多いわけですね。事故対応に対して、危機管理室を経由すると、やはりスピード感が損なわれるというのが、ここ数年やってきた結果として分かったわけでありまして。

そして、さらに大きな事象の地震対応等になりますと、私どもの企業団の中に災害対策本部を設けることになっておりますので、そこで一元的にしっかりとやっていくという流れになります。ですから、そちらの流れの方を重視いたしまして、事故対応を迅速に対応することについては、現場対応の1番最たる部署が担うのが適当であろうという判断をしたわけであります。

ただ、やはり今回の能登半島地震の事象を踏まえますと、いつこのようなことが起きるかわかりません。ですから、それについては、我々も事象をしっかりと検証させていただいたうえで、どのような組織体制がいいのか、これはしっかりと我々も不断の見直しを含めてやってまいりたいと、かように思っている次第でございます。以上です。

○森委員長

質疑は他にございますか。

質疑ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第2号については、本日はこの程度にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。よって次回引き続き調査を行います。

次に、議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算を議題といたします。それでは、当局の説明をお願いいたします。

津田総務部長。

○津田総務部長

令和6年度予算案の概要をご覧ください。令和6年度は現行実施計画の4年目であり、神奈川広域水道ビジョンに掲げる取組みの方向性に基つき、計画目標の達成に向けて、各事業を着実に実施してまいります。

主な取組みをお示ししておりますが、ビジョンに掲げております三つの取組みの方向性、具体的には、最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理、二つ目、自然災害や多様なリスクへの対応強化、三つ目は、経営基盤強化という方向性に沿って、それぞれ進めてまいります。

次に、令和6年度の予算規模ですが、前年度比で3.8%減の約636億円となっています。

令和6年度予算の特徴と料金収入、損益累積資金の推移をご覧ください。

まず、予算における主要項目の状況について、料金収入は、昨年度よりも1.1%減と見込んでいますが、これは年間供給水量の減少を受けたものです。

一方で、損益は前年度比90.8%増の45億円を見込んでいます。これは燃料価格高騰の影響が和らいだことによる、動力費の減など、支出が減少したことによるものです。年

度末の累積資金残高は、前年度より8億円減少し、68億円を見込んでいます。

また、企業債残高につきましては、企業債の償還が順調に進んでいるため、前年度比14.1%減の497億円と見込んでいます。

以上を踏まえた令和6年度の予算の特徴ですが、現在、企業債残高の縮減という財政運営上の改善要素もあり、現在のところ黒字基調を堅持できているものの、今後、再構築事業や管路の更新など、多額の費用が必要となる施設整備が見込まれる中では、将来的には非常に厳しい財政運営が強いられると見込んでおります。

令和2年度からの5年間の推移を見ますと、料金収入がほぼ横ばいで推移する一方、損益と累積資金が令和3年度をピークに減少に転じていることがお分かりいただけると思います。

次に、令和6年度予算における主な取組みをご覧ください。初めに、ビジョンの一つ目の柱である最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理の取組みとして、合計105億5,863万円を計上しました。なお、括弧内は前年度の予算額となります。主な取組みとして、まず、施設の再構築に向けた浄水場の増強と送水管路の整備では、令和6年度は5事業者共通の施設整備計画に盛り込まれた工事の着手に向けた準備を進めます。次に、安定的かつ効率的な水運用と原水の確保では、11億4,945万円を計上しました。堆砂対策では、ダムと取水施設の機能維持のため、堆砂対策を継続するほか、上流水利権の有効活用では、川崎市が保有する既存水利権の一部について企業団が有効活用してまいります。

効率的な点検と計画的な修繕更新では、老朽化対策として93億7,547万円を計上しました。内訳ですが、水処理施設等の修繕では25億7,578万円を計上し、施設の保全を図るため、浄水場などの電気機械設備などを計画的に修繕いたします。水処理施設等の更新改良では65億9,760万円を計上し、施設の計画的な更新改良に取り組めます。管路の保全更新では2億209万円を計上し、既設管路の更新に向け、代替ルートの検討、設計を進めます。続きまして、施設の維持管理性の向上では3,371万円を計上し、浄水場内の流量計の更新に向けた場内配管の設計などを行います。

二つ目の柱であります自然災害や多様なリスクの対応強化の取組みでは、合計で31億1,677万円を計上しました。主な取組みとして、地震対策では、2億5,975万円を計上しました。主要施設の耐震化完了に引き続き、施設全体の耐震対策の強化を図るため、排水処理施設等の耐震補強に取り組めます。

浸水対策では、1億5,876万円を計上し、河川氾濫時に浸水が想定される取水施設の被害を防止するため、広島県で行った県外調査と同様の防水装置等の設置を進めます。停電その他のリスク対策では、26億9,826万円を計上し、非常用発電機等の更新や発電機稼働時間の延長に向けた検討を進めます。

続きまして、非常時における組織対応力の強化、応急復旧における協力体制の構築では、大規模な地震の発生を想定して、相互応援協定に基づく他水道事業体と合同訓練等に継続して取組ます。

次に三つ目の柱であります3の経営基盤の強化の取組みとして、合計2億4,111万円を計上しました。主な取組みですが、長期的な視点に立った財政運営では、再構築や管路更新等の施設整備に向け、長期的視点に立った財政運営に努めてまいります。事業環境の変化に応じた事業運営では1億9,602万円を計上しました。脱炭素化に向けた取組みでは、二酸化炭素排出量の削減等に継続的に取り組むため、記載されている取組みを進めます。官民連携の取組みでは1億9,602万円を計上し、業務の効率化につなげるため、DBO、DBMなどの契約手法の活用を進めます。また、伊勢原浄水場は、現在、運転維持管理業務の委託をしておりますが、これらを継続するとともに、その受注者と共同して、運転管理効率化のためのスマート化やICT技術を活用した検討等を進めてまいります。人材の確保育成では1,550万円を計上し、水道施設の再構築をはじめ、実施計画に定める取組みを担う職員の育成に向け、職員の能力開発や技術継承を推進するための研修を計画的に実施いたします。創造力と活力ある職場づくりでは、2,959万円を計上し、業務効率の向上を図るため、DX推進に係る取組みを進めると共に、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

次に令和6年度の予定供給水量と用水供給料金です。まず、令和6年度における事業別の年間予定供給水量は、直営事業は、前年度比で5.9%減の3億7,249万余立方メートルを予定しております。減少の要因といたしましては、構成団体水道事業者の水需要が減少傾向にあるほか、昨年度は横浜市の西谷浄水場再整備事業など、構成団体側の工事期間中のバックアップとして、企業団が供給水量を増量して対応しておりましたが、令和6年度は増量が減少する見込みであることなどによるものであります。寒川事業においては、前年度比で0.6%減の1億1,866万余立方メートルを予定しております。両事業の合計は前年度比で4.7%減の4億9,115万余立方メートルを予定しております。次の構成団体別の年間予定供給水量につきましては、後ほどご確認ください。

続きまして、事業別構成団体別の用水供給料金内訳をご覧ください。

料金収入は、直営事業として、先ほど説明した供給水量の減に伴い、前年度比で1.2%減の357億6,400万余円を予定しております。

次に、寒川事業は、前年度比で0.4%減の68億5,669万余円を予定しております。事業合計では、前年度比1.1%減の426億2,070万余円を予定しております。次の表は企業団からの供給水量の推移を示しております。

収益的収入をご覧ください。収益的収入は、用水供給料金が減となることから、前年度比で1.2%減の462億4,430万円を予定しております。

次に収益的支出は前年度比で6.5%減、408億5,963万円を予定しております。

これを大別すると、職員費で 34 億 2,036 万余円、物件費その他で 188 億 4,909 万余円、減価償却費等で 163 億 9,280 万余円、支払利息等で 7 億 9,525 万余円等となっています。主な増減の項目ですが、物件費その他は前年度比 26 億 2,693 万余円の減となっています。これは物件費の内訳をご覧いただきたいのですが、修繕費や薬品費、ダム管理費、こういったものは増加したのですが、動力費が前年度比 47.3%の減、金額にして約 37 億円の減と大きく減ったことなどによるものです。また、減価償却費は、償却済み資産の増加などにより、前年度比 1 億 6,032 万余円の減となっております。支払利息につきましても、企業債の償還が着実に進んでいることにより、前年度比 2 億 2,522 万余円の減となっています。その結果、損益は前年度比 21 億 2,268 万余円増益となる 44 億 6,097 万余円の利益を見込んでおります。

次に収益的支出の推移につきましては、職員数の推移では、損益勘定職員が令和 5 年度に比べ 4 名の増員となっています。これは会計年度任用職員が、5 名減となっています。この 5 名は、企業団の 65 歳以上の OB 職員を定数外の会計年度任用職員として任用してきましたが、今後の再構築等の大規模事業に備え、70 歳の雇用満了のタイミングで、会計年度職員ではなく、職員を新規に採用したことによるものです。ここ数年はこのような状況のため、給与費についても増加傾向となっています。次に減価償却費と支払利息の推移ですが、施設の老朽化が進行したことに伴い、資産の減価償却が進んだことで、緩やかな減少傾向となっています。加えて、支払利息も拡張事業の財源とした企業債の償還が進んだことにより減少傾向となっています。

一方で、物件費その他の推移につきましては、費用全体が増加傾向にあることがお分かりいただけると思います。なお令和 5 年度の予算が特に高くなっていますが、これは電気料金の高騰を見込んだことにより、動力費が大幅に増加したことによるものです。減価償却費と支払利息の減少によって財政状況の改善要素はあるものの、水の生産に必要なコストの増加が、それを打ち消す形となっており、引き続き厳しい財政状況が お分かりいただけると思います。

続きまして、資本的収支をご覧ください。資本的収入は前年度比 16.2%増の 36 億 1,600 万円を予定しております。内訳としましては、全額企業債となっております。

資本的支出は前年度比 1.5%増の 227 億 2,946 万余円で、内訳として、一般建設改良費が 107 億 3,698 万余円、投資有価証券購入費用が 2 億円、企業債償還金が 117 億 7,850 万余円、国庫補助金返還金が 1,397 万余円となっております。

その結果、資本的収支差額は 191 億 1,346 万余円の収入不足となりますが、この不足額は損益勘定留保資金により補填いたします。

次ぎの資本的支出のうち一般建設改良費につきましては、事業費と財源とに分けて、前年度と比較したものですので、後ほどご確認ください。次の企業債の未償還残高の推移では、相模川水系建設事業の財源として借入れた企業債の償還が進んだことで、未償還

の残高全体が着実に減少していることがお分かり頂けると思います。

次に、資金収支をご覧ください。資金収支内訳の当年度の計は8億3,092万余円の不足を予定しています。これを踏まえた令和6年度予算における累積資金残高は、前年度比で8億3,092万余円減となり、67億5,883万余円を見込んでおります。その他につきましては、後ほどご確認ください。また、ビジョン及び実施計画と予算との関係を参考としてお示ししておりますので、後ほどご確認ください。

令和6年度予算案の概要につきましては以上でございます。

○森委員長

以上で説明が終わりました。それでは、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

○森委員長

花上委員。

○花上委員

ご説明ありがとうございました。今、ご説明いただいたものについては、11月議会で、私が発言した、いわゆるヒト・モノ・カネ。この経営バランスを強化していくことが必要だということを申し上げまして、企業長から所信を承ったところでありますが、今回は、能登半島地震が発生した直後でありますので、そういった点を踏まえて、何点かご質問させていただきたいと思います。まず、施設の耐震化、災害対策について、企業長としても取組んでこられたと思いますけれども、これまでの取組みで主要施設の耐震化がほぼ完了して、令和6年度は引き続き、排水処理施設等の耐震補強を進めると書いてありますが、主要施設の耐震化のこれまでの取組みと、排水処理施設等の耐震化のスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

企業団では平成21年度に策定しました耐震化事業基本計画に基づきまして、令和5年度までに浄水場、ポンプ場、調整池などの水道水の製造と供給に直接関係する主要施設、そういうものは耐震化率100%とすることを目標に取り組んでまいりました。

耐震化に当たっては、阪神淡路大震災級の地震が発生した場合でも、施設の損傷が軽微にとどまり、被災後も水道水を継続して供給できることを目標として耐震補強工事を行いました。耐震診断した主要施設の件数は60施設ございまして、そのうち40施設に補強が必要な施設であると判断されましたが、令和5年度末までの15年間をかけて計画どおり

完了できる見込みでございます。

続きまして、排水処理につきましては、主要施設と位置づけていなかったのですが、震災後も継続して浄水処理を行うためには、浄水処理をする上で、どうしても泥を分離しなければいけませんので、こちらの方も適切に排出し続けることということが必要でございますので、令和 12 年度の完了を目標に、耐震化に取り組んでいるところでございます。

○森委員長

花上委員。

○花上委員

今回の能登半島地震を見ても、だんだん被害の実態が明らかになってきて、こんなに水道関係の施設が破壊され、損傷が酷いということが明らかになってきましたので、この耐震補強というのは非常に重要だと思います。

特に首都直下型地震が想定される中でありますので、他人事ではないということで、能登地震を我々も見ておりますし、県民の皆さんの中からも、神奈川県で巨大地震が発生したときに、水道供給について、きちんと確保できるのかという不安の声がかなり高まっているわけです。そうした意味では、今、ご答弁がありました。耐震化について、しっかり進めていかなければならないと思うわけですが、改めてその辺についてのお考えを聞かせていただければと思います。

○森委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

能登半島地震に関しましては、特に管路について、耐震適合管と言われるようなものにも、被害が出ていると聞いております。神奈川県では古くから大規模地震発生の危険性が危惧されてきたということで、企業団では、創設事業のときから管路の布設に当たっては、良好な地盤に布設することを第一に考えまして、地盤条件の悪い地盤に布設する場合は、耐震管を使用するなどの対応を図ってきております。その結果、企業団の管路につきましては、耐震管を使用している割合は 56.5%ですが、地盤条件を加味した耐震適合性については 100%となっております。しかし、能登半島地震では、耐震適合管あるいは耐震化にも被害が発生したと聞いております。原因については、今後の調査によるところになると思います。企業団からの供給が停止すると、県民市民に与える影響は非常に大きいということで、調査結果を踏まえた対策検討はしっかり行っていきたいと思っております。これは管路に限らず、地震全般についてしっかりと検証し、必要な対策をとっていきながら努めていきたいと思っております。以上です。

○森委員長

花上委員

○花上委員

今のご答弁にありましたように、耐震補強した管路が損傷を受けたということで、そういう実態が報告されて、そんなことがあるのかなと思ったんですが、これは国などの耐震補強基準に問題があったかどうかは今の時点では、はっきりしないところがあるかと思いますが、この実態を我々も聞かされ、実際に水道管が損傷を受けた現場の映像などを見ると、改めてこの耐震補強についての取組みというのは、不測の事態も踏まえながら、進めていかなければいけないのかと思うわけですが、耐震化されたのに損傷を受けているというような実態を見て、当局としては、どのような思いで受け止めているのか、これについて、もう一度、聞かせてもらえればと思います。

○森委員長

浅羽企業長

○浅羽企業長

花上議員のご指摘のとおりでございまして、地震の挙動というのは、それぞれの場所によって違いますので、大きな地震があるたびに基準等が見直されてまいりました。直近では、東日本大震災ありましたけども、地震の基準が大きく変わったのは阪神淡路大震災のときでありますし、もっと遡れば、飛騨川のバスの転落事故、あれが起きたときに災害対策法ができた。さらには伊勢湾台風もありました。そういう事象を踏まえて、その時々基準づくりというのをしておりますので、全てが万全というわけではございません。ですから、私ども気をつけなければいけないのは、様々な多大な費用をかけて、全部を固めるかということ、なかなかそれもできませんので、その対応の中で、できる限り弱い部分を、いち早く見つけて、しっかり点検をしていくということに、今現在では限られるだろうと思っております。そういう日常の点検業務をしっかりやりながら、意識を持って、これからまた色々な基準が出てくるかもしれませんが、出てきたものにしっかりと対応しながら、これからも不断の努力を続けてまいりたいと思っております。

○森委員長

花上委員。

○花上委員

企業長のご答弁のとおりだと思いますので、今まで地震が起きる想定地域、そういったものが国から地震調査会などで示されたりして、東海地震なども大変大きな議論があっ

て、巨額の予算を計上して対策を講じてきたけれども、東海では起きずに、他の場所で次々と自然災害が起きたと、こういう実態を見ると、予測するということは、いかに自然災害が難しいかということをお我々思い知らされたわけですけれども、神奈川県は非常に危険な地域という予想も出されている中でありますので、企業長としては、そういった点に目配り、心配りして、県民の不安を解消するようにしっかり対策を進めていただきたいと思ひます。私からは以上です。

○森委員長

他にご質疑ございますか。

桐生委員。

○桐生委員

今の予算編成概要の考え方について幾つか伺ひます。本年は5年間の実施計画の4年目ということでありまして、この三つの柱についてと、予算編成と計画目標の達成について伺ひたいと思ひます。三つの柱の一つであります最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理の取組みとして、5事業者による再構築に必要な工事の着手に向けた準備、上流水利権の有効活用、既存施設の計画から修繕等々を進めるとありますが、最終年を2年後に控えてどのような考え方で予算編成をしたのか伺ひます。

○森委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

令和6年度は、現行実施計画の最終年を次年度に控える重要な年です。

そこで、最終年度である、令和7年度に計画目標を達成するために、令和6年度に何をどこまで実施すべきかということをお念頭に置いて予算の編成を行いました。

ご指摘の最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理の取組みにつきましても、予算執行を行う施策においては、計画目標の達成に向け、予算を重点配分する一方、より効率的な実施計画の検討など、最小の費用で最大の効果が得られるように、内容の精査に努め、予算の編成をいたしました。

○森委員長

桐生議員。

○桐生委員

残り2年ということで、計画目標を達成できるのかなと、この辺いかがですか。

○森委員長

入江企画調整課長

○入江企画調整課長

ビジョンの一つ目の柱であります、最適な水道システムの実現に向けた取組みにつきましては、先ほどお話ありましたように、主に5事業者による水道システムの再構築、それから上流取水の優先的利用、老朽化した施設の更新や修繕といった、老朽化対策に向けた三つの取組みが主な内容になります。

まずこのうちの再構築につきましては、次期実施計画の令和8年度から施設整備に着手できるように、現在、今年度中に施設整備計画を策定すると同時に、企業団内部におきましても、必要となる浄水場の増強など、必要な管路整備に関わる基本的な検討作業を現在、進めているところでございます。

また、上流取水の優先的利用につきましても、相模川上流の沼本地点で構成団体が所有する未利用水利権を活用し、自然流下で企業団の西長沢浄水場で浄水処理できるよう、既に河川管理者である国への申請手続を終えておりまして、利用開始に向けて許可待ちの状況となっております。

さらに、老朽化対策につきましては、更新工事の一部で半導体不足等により、予算を繰越した工事でございますけれども、翌年度にしっかり完了するよう施工を行っておりまして、概ね計画どおりに実施できていると考えております。

○森委員長

桐生議員。

○桐生委員

順調にきてるということで、今年度も636億円の予算になるとのことではありますが、私の場合、企業団議員の任期が1年ということが普通になっているので、どこまでどういうふうに達成してるかというのが非常に見えづらいわけです。ですから、できれば見える化というような、達成分が分かるようなものが欲しいと思っておりますが、今後、検討してもらえますか。

○森委員長

入江企画調整課長。

○入江企画調整課長

ビジョンの具体的なアクションプランが5年間の実施計画ということで、令和3年度から令和7年度ということでございますけれども、この実行計画については、毎年、進捗管理を行いまして、内部評価をして、その結果をホームページに掲載しております。ちょ

うど今年度が、実行計画の中間年でありますので、有識者のご意見をいただきながら、前半の3年間の課題出しを含めまして、中間評価を総括する作業を行っているところでございます。この結果につきましては、今後、議会の方にしっかり報告させていただきまして、公表を行ってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

中間評価が、我々の任期が終了してから出るのでは少し分かりづらいんですが、何月ぐらいに出るんですか。

○森委員長

入江企画調整課長。

○入江企画調整課長

決算議会が10月議会になりますので、10月にはしっかりした形でお示しできるかなというふうに考えてます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

結果がしっかり出たら、ここにいるメンバーがほとんどいなくなっても、次の議会において、今回の質問を通じて中間評価をきちっと出して頂きたい。やはりそこは大事な点だと思いますので、よろしくお願ひしたい。

それでは二つ目の柱についてですが、自然災害や多様なリスクへの対応強化の取組みということで、地震対策、浸水対策、停電対策が書いてありますが、その中の地震対策について伺いますが、新聞報道を含めまして、この能登半島地震では、1月26日現在で、まだ普及率が30%ということで4万9,000世帯が未だ断水しているとあり、全面復旧には二、三か月かかるという報道がありました。この期間等につきまして、先ほど触れておりましたが、活断層の極端なズレは、どう見ても耐震化が通じないと思われる現象がその地域で起きておりましたが、あれを見てどんなふう感じたか所見を伺えればと思います。

○森委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

今回の能登半島地震では、土地の隆起や液状化が起きたということで、地盤変状が非常に大きかったということが特徴として挙げられます。そのため、この部分がどのように水道施設に影響して、復旧に長期間要することになったのかは、今後の調査結果によるところなので、現時点では明確なお答えができませんが、企業団としましては、阪神大震災級の地震が発生した場合でも、施設の損傷が軽微にとどまり、被災後も水道水を継続して供給できることを目標に耐震化を今進めてきたということがございます。また、管路についても、耐震適合率が100%とはなっているほか、調達に時間を要する資材等の備蓄も行ってきているということで、早期の復旧に向けた対応は現時点ではとれているのかというふうには思っております。

しかし、今回の地震につきましても、余りにも地盤変状が大きかったということもありますので、今後の調査結果を踏まえて見直しが必要な場合には、速やかに対策を講じて参りたいと思っております。以上です。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

今後、地震の有識者から色々な発表があって、それを見ながら今後の計画を見直すこともあり得るという発言だったと思います。やはり、幾ら耐震管を入替えて増やしたところで、本当に水が回らないと意味がないと思いますが、三浦半島を見ると能登半島とほぼ似てるんですが、あそこも断層がかなり走っていて、何かシミュレーションして見直していくことは、はっきりしてますよね。それを今は考えなくていいということにはならないと思うんですが、単純な耐震化で済むような話ではないので、難しいものと思いますが、やはり県民にどれだけ水が災害時において届くかということがポイントだと思います。今後の発表によっては見直す場合もあり得るんですか。

○森委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

今回の地盤変状に関しましては、非常に大き過ぎたということがあって、どこまで対策ができるかが正直分からないところが、今の率直な所感ということになりますけども、企業団では、例えば三浦半島の断層群に関しましては、あらかじめ断層帯があるということが分かっていたので、その地点に関しましては、耐震管を使用して工事を行うなど、可能な限りの対策は行ってきているということではございます。

また、国府津・松田断層に関しましても、早期復旧に向けて、資機材や大口径管の備蓄を

行ってきてるところでございます。

これらの結果を踏まえて、今後どうしたらいいかということに関しましては、もう一度見直しは行ってまいります。以上です。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

ありがとうございます。予算をどうするかということも大変難しい話だと思うんですが、今回の能登半島も何千年に1回の群発地震であって、今まで断層のずれがなかった地域のように、それが起きてしまったといた話だと思うんです。

神奈川県の場合、せっかく色々な意味で先見性を持っているわけですから、よりの確な耐震工事をしてもらいたいなど、こんなふうに思います。

それと先ほど触れたんですが、予算を見ていますと水道企業団の予算編成が、5事業者による将来に向けた水道システムの実現に向けた準備予算として、施設整備や計画的な修繕を考えたものなのかなあと思ったわけですが、やはり進捗度が見える形の方が、今後、常任委員会委員の皆様も、しっかり協調がとれて進んでいるのかとか、色々な意味でチェックができるので、できれば5事業者の議会が、確認する意味でも見える化が必要ではないのかなと。先ほど、秋には進捗の説明ができるという話でしたが、我々が委員をやっているか分からないので、もっと早めに示していただきたいので、重ねて検討をお願いしておきます。私からは以上です。

○森委員長

今の桐生議員の件ですが、検討していただくということによろしいですか。

浅羽企業長。

○浅羽企業長

確かに私どもの予算は、老朽化対策、地震対策等、色々な事業が全て一括の予算編成になっております。この再構築事業ということになりますと、やはり特別な扱いにせざるを得ないのかなと考えておまして、どの程度の予算を見み込むのか、今後どういう進捗を図っていくのかということになりますから、通常予算とは違う形で分類分けをしなければいけないというような認識ではあります。そういう中では、再構築事業が今どのような進捗状況になっているのかというのは、5事業者全体の話でもありますので、当然、浄水場の廃止という部分もありますから、どういう見せ方をしたらいいのか、企業団予算だけではなくて、5事業者と共に検討してまいりたいと思っております。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

私は3点お尋ねしたいと思います。

まず自然災害や多様なリスクへの対応強化の取組みの課題にある非常時における組織 対応力の強化、応急復旧における協力体制の構築について伺います。

大規模地震の発生等を想定し、相互応援協定に基づく他水道事業体との合同訓練等を実施するとありますが、どのような事業体とどのような訓練を実施するのか。内容について具体的に伺いたいと思います。併せて予算が示されておりませんが、どの程度 想定しているのか見込みについても伺いたいと思います。

○森委員長

池田危機管理課長。

○池田危機管理課長

他水道事業体との総合応援協定等についてのご質問にお答えさせていただきます。

当企業団におきましては、平成9年9月に、静岡県大井川広域水道企業団と災害時における相互応援に関する協定を締結しております。また、平成26年4月に阪神水道企業団、大阪広域水道企業団、埼玉県企業庁企業局の4者間で同様の協定を結んで ございます。これらの協定におきましては、災害等で被災した場合に、協定締結事業者に応援を求めまして、応急給水や応急復旧に係る業務の支援を要請することを想定しております。また、災害時の支援活動の際に実態的に機能するように、先ほど申し上げた応急給水、応急復旧といった訓練を毎年相互に職員を派遣して実施しております。

次に、訓練の実施に係る予算措置ということですが、これらの訓練では、既に配備済みの災害対策備品を用いて訓練を実施するために、職員の派遣に要する旅費以外は経費がかかるといったものではございません。以上でございます。

○木庭委員

分かりました。他自治体としっかり協定を結んで、相互に訓練をしながら進めているということ伺って一安心いたしました。引き続き、幅広く他の企業団とも検討していただき、どこで何があるか分からない現状ですので、首都圏が本当に壊滅的な状況になりましたら、国や地方の自治体の応援がなければ復旧は本当に見込めないと思いますので、そういう意味でも広い範囲の自治体と協定を結んで訓練を実施していただきたいと思います。次に、経営基盤の強化の取組の人材の確保育成についてです。こちらは1,550万円の予算措置がされておまして、水道施設の再構築をはじめ、実施計画の取組みを担う職員を育成するために、職員の能力開発や技術継承の推進等を目的とした研修を実施するとあります。対象となる職員数、研修の内容及び研修期間について具体的に伺います。また、

期待される効果についても伺いたいと思います。

○森委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

再構築や実施計画に定める取組みを担う職員の育成についてですけれども、企業団では今後、再構築のための浄水場の増強や、管路整備、更には老朽化した施設の大規模更新を進めていくこととなります。

こうした業務を主として担うのは技術職員ということになりまして、OJTに加え、研修を通して、新たな浄水処理方式や大規模工事の設計施工管理に関する専門的なスキルのほか、施設の運転管理や維持管理をはじめ、災害や施設トラブル発生時における対応スキルなどを習得させたいというふうに考えております。

研修の参加者といたしましては、正規職員 378 名ということになりますけれども、この内、技術職員が 292 名ということで、これらがこうした研修の対象ということになるかと思えます。研修の期間については、概ね一つの研修で 1 日から 3 日程度を想定しているというところでございます。なお、研修予算につきましては、令和 6 年度は 1,550 万円ということになっておりますけれども、10 年前の平成 26 年度と比較をいたしますと 400 万円ほど増額ということになっておりまして、研修の内容については、その都度充実の方をしているというところでございます。

最後に、期待する効果ですけれども、こうした研修等を通して身につけた知識技術を生かして、再構築を含めた事業量のピークを迎える令和 12 年度頃にそれぞれの職員に与えられた役割、責任をしっかりと果たせる職員になることを期待して、このような研修の方を実施させていただいてるところです。以上です。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

今、令和 12 年頃の再構築完了までにはしっかりと、というお話なんですけれども、職員の方の平均年齢はお幾つぐらいなんでしょうか。

○森委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

平均年齢でございますけれども、42 歳ということになります。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

平均が 42 歳ということで、比較的若いのかなとは思いますが、やはり技術者の方というのは、体力的な面も非常に重要だと思いますし、先ほど何度も皆さんも指摘されてますけれども、やはり地震の際の災害復旧については、遠方に行って苛酷な状況の中で災害復旧をしていかなければならないとか、そういう状況も想定されますので、若い人材を集めるような努力もしていただきたいと思います。

また、この 1,550 万円は平成 26 年よりも 400 万円増えて、内容も充実してきたというお話でしたけれども、今、本当に人手不足と言われている時代です。

より多くの若手職員を増やせるように、ましてや技術を持った職員というのは、成り手不足ということもありますので、そうした方々がここで仕事をしたいと思っていただけるような、そういう体制を整えていただくと共に、研修体制を充実していただくことで、より多くの技術職の方が育つよう、しっかりと研修を実施していただきたいと思います。では、最後の質問に移らせていただきます。

主な収益的支出の推移についてですが、職員数の推移において、令和 6 年度は損益勘定職員数を対前年度 4 人増員するとのこと。どのような人員を採用し、期待する役割について伺いたいと思います。また、災害等対策に備え、新たな人材確保について検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○森委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

令和 6 年度に採用する職員についてですが、今後、企業団が担う業務については、安定的な給水と共に、再構築や管路整備を進めていくということになります。

そうしますと、現場でのチーム作業であるとか、内部、外部等との様々な交渉や調整を行うということが求められてまいります。こうしたことを踏まえまして、採用に当たりましては、基礎的な能力ということはもちろんのこと、自主性、自立性のほか、コミュニケーション能力、それから協調性に重きを置いた採用というものを実施しております。

これらの職員に期待をする役割ですが、災害発生時も含めまして、自ら考え、自発的に行動すること、それから相互に協力をするということが出来る職員に成長することを期待しているところでございます。次に、災害対策に備えた新しい人材の確保ということについてでございますが、企業団の災害対策上のリスクとして考えられるのは、自然災害、水質事故、設備故障ということになりますが、いずれも現場の状況を熟知していると

ということが必要となりますので、企業団におきましては、浄水部が原則的には対応していくということにしております。ですので、それぞれのリスクに対応できる体制というのがしっかりと構築をされているというふうに考えてございます。

今後、能登半島地震の被害状況等も踏まえまして、企業団として対応しなければならない新しい課題等が顕在化した場合は、そのための増員が必要になることがありますので、この状況を注視して今度考えてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

今のご答弁で、新しい対応が必要になった場合には、人員の確保が必要と、前向きなご発言がありましたので、しっかりとその部分については危機感を持って進めていただきたいと思いますので、そのことを指摘させていただいて質問終わります。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

官民連携の取組みについてですが、1億9,000万余円の金額が計上されてますが、この事業の目的を改めてお伺いしたいと思います。

○森委員長

村山浄水課長。

○村山浄水課長

官民連携ですけれども、伊勢原浄水場の維持管理業務委託とスマート化、その中で技術提案というふうな形で行っていますが、伊勢原浄水場の5年間の委託費用でございます。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

DBO だとか DBM を活用するということを記載されてるんですけども、これを担える企業というのが神奈川県下には実際あるんでしょうか。水道事業はどうしても公共が担っているものですから、実際に民間企業にそのノウハウがあって、県下の企業の中で担えるようなところが数多くあるのかどうか、お伺いします。

○森委員長

廣井電機課長。

○廣井電機課長

DBM、DBOの事業を担える企業はございます。この事業を行うに当たっては、基本検討、基本設計業務委託を事前にやっております。官民連携可能性調査というものの
中で、民間の入札への参加意欲やどういった条件が必要かといったところを確認して
おります。この調査の中では、参加いただける会社は何社かあることを確認して
おります。以上です。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

昨年末の県外調査で広島県に行った時に、広島県でも委託事業については、県内、市内に
担える企業が育っていることを私は確認しました。東京都に行けば同様の企業が幾つかあ
るような記憶もあるんですが、神奈川県下に水道事業というものを担える企業が
あるん
でしょうか。

○森委員長

廣井電機課長。

○廣井電機課長

本社は東京の方になるかと思えますけれども、神奈川県に支店を有している企業が複数ご
ざいますので、大丈夫だと思っています。以上です。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

個人的には官民連携を大いに進めていただきたいというふうに思っていますが、一方で、企
業が育ってないというところも正直あると思うんです。

横浜市も10年前に横浜ウォーターという会社をつくってますが、正直申し上げると
10年前の設立意義が達成できてるかという、少し疑問点があるんですね。

これから官民連携を進めることによって、いわゆる民間事業の創意工夫だとか、業務の効
率化というのは入ってきます。一方でそういった企業を育てるという努力も必要ではない
かなと思ってるところです。官民連携は是非進めていただきたいのですが、県内の企業を
育てる視点も若干入れていただきたいと思います。

水道事業はセキュリティー上、海外の事業体に任せるといふわけにはいかないので、東京の企業でも結構ですが、国内の企業を生かしていただくということを視点に置いて、協力していただければと、意見を申し上げておきます。

○森委員長

他にご質疑ございますか。

質疑ご意見は特にないようですので質疑は以上で終了いたします。議案第3号については、本日はこの程度にいたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。よって、次回引き続き調査を行います。次に、日程第2 業務状況関係の調査を行います。お諮りいたします。

委員長といたしましては、営業業務状況関係について、当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば委員会として当局に要求した後、閉会し、次回2月8日に再度質疑を行いたいと考えておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは当局の説明をお願いいたします。

○森委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

広域水道常任委員会資料、業務状況関係をご覧ください。まず、令和5年度第3四半期における供給水量の実績等です。供給水量の実績については、対予算比で96.1%となっております。つまり3.9%の減でございますが、これは構成団体が行う工事に伴う企業団からの受水量の増が予算時の見込みよりも少なかったことなどによるものです。

構成団体別の実績につきましては、後ほどご確認ください。

次に、水源水質管理業務の実績については、第3四半期までに水源水質検査実施計画に基づき、延べ244か所、また、カビ臭監視強化等のため、計画外で延べ18か所について採水し、水質検査を実施いたしました。また、水源水質情報に基づく水源の臨時調査の事例を見ますと、第3四半期までに31件の事例があり、原因として一番多かったのが、油の流出、次いで白濁水でございました。広域水質管理センターは、こういった情報が入りますと、夜間休日も含め速やかに現地に調査に向かい、取水への影響を判断するとともに、関係機関と連携して一元的に対応しております。

次に、洪水時における危機管理対策の実績についてです。

横浜地方気象台から降雨に関する注意報、または、警報が発せられた場合や堰への流入量などに応じまして、3区分の洪水警戒態勢をもって対応しています。警戒態勢に応じて職員を増員配置し、警報車による河川巡視やゲート操作、関係機関との連絡など、安全、安定的に取水するための堰の管理を行っております。

次に、実施計画の取組みです。令和5年度主要工事等についてですが、主に施設の健全性をため保つための点検、計画的な修繕更新と自然災害や事故に備えた対策についての工事に取り組んでいます。耐震化につきましては、主要施設であります浄水施設、ポンプ所、調整池などにつきましては、令和5年度末に全て耐震化を完了する予定で工事を行っており、令和6年度からは、主要施設の耐震化完了に引き続き、施設全体の耐震対策の強化を図るため、排水処理施設の耐震化にも順次着手してまいります。

浸水対策では、飯泉、社家両ポンプ場に防水壁を設置するための設計業務を行っております。これは昨年末に当委員会で調査を行っていただいた広島市水道局で整備した防水壁と同様の施設を整備するものです。この他、停電対策として、相模原ポンプ場で実施している導水ポンプ設備等更新工事のなかで、非常用発電機を設置する工事を実施しています。次に、導水ポンプの速度制御装置の更新については、速度制御装置は、ポンプから送り出す水量をコントロールする省エネにもつながる装置でございまして、企業団では、これを創設当初から導入しておりますが、老朽化に伴いまして、順次更新を行ってまいります。

次は、5事業者による水道システムの再構築の取組みです。

水道システムの再構築では、今年度中に5事業者共通の施設整備計画を策定するため、5事業者で検討協議を進めております。その内容は、企業団の浄水場能力を增強すること。また、小雀や寒川浄水場の廃止に伴って必要となる管路や災害時のバックアップ機能につながる連絡管などの整備をするというものです。その効果ですが、再構築によるコスト削減効果は、各構成団体が独自に施設更新をした場合の事業費が2,212億円であるのに対し、5事業者による再構築を行った場合には、事業費が1,310億円となり、差引きで902億円の事業費の削減ができる見込みです。

次に、再構築によって削減できる維持管理費は、年間で13億円から24億円の見込みで、バックアップ率は現状の69%が再構築によって96%にまで増加する見込みです。

二酸化炭素の排出量は年間で、200トンから2万6700トンに削減できる見込みです。企業団が行う再構築の工事については、令和8年度から着手する予定でございまして。現在の取組み状況ですが、施設整備の検討については、企業団3浄水場の増強と、各送水管路等の施設整備のスケジュール等について検討を行っております。

今後の企業団のスケジュールをご説明いたします。令和5年度中には事業者共通の施設整備計画の策定をいたします。

これに伴う認可申請等として、令和7年度は国に対し事業認可申請等の手続を行い、こ

れと並行し、令和 8 年度以降の工事着手に向けた実施計画の策定を行い、事業費や その財源を明らかにしてまいります。令和 8 年度以降に本格化する企業団の各浄水場の増強工事は、構成団体の浄水場の廃止時期を踏まえ、先行して行ってまいります。

次に、河川管理者との協議につきましては、脱炭素化に大きく寄与する上流取水の優先的利用に向けて、課題への対応の検討を進めるとともに、県政策局と連携し、河川管理者である国と事前の相談を行っています。

次に、費用負担の在り方の整理については、各水道事業者が保有する企業団からの配分水量の割合に応じて受水費で負担することを基本とし、調整を進めています。

次に、財政支援獲得に向けた国への提案要望につきましては、構成団体水道事業者の負担軽減を図るため、5 事業者の再構築事業の取組みに対し、財政支援のための補助制度を創設していただけるよう、様々な機会をとらえ関係省庁等に対して提案要望を行っています。

最後に首長合意の締結に向けた調整につきましては、水道システムの再構築を各構成団体首長が連携協力して取り組むことを明確にするるとともに、財政支援等について、国等への働きかけをより強めることを目的として、施設整備計画策定前に首長合意の締結ができるよう調整を進めております。

次に、企業団の給与改定の状況について説明いたします。地方公務員の給与については、地方公務員法に基づき、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件を条例で定めることになっています。企業職員の給与については、地方公営企業法に基づき、給与の種類と基準を給与条例で定め、給与などの詳細事項は、労働組合との団体交渉を踏まえて、企業管理規程で定めています。企業団の給与改定状況ですが、企業団の給与条例では、職員の給与については、同一または類似の職種の構成団体職員並びに民間企業従事者の給与や経営状況、その他事情を考慮して定めると規定しています。

企業団におきましては、令和 5 年度人事院勧告及び構成団体人事委員会勧告の状況を踏まえて、労働組合と交渉し、労使妥結しております。

参考に、人事院勧告及び構成団体人事院勧告の状況並びに改定状況を資料でお示しておりますので、ご確認ください。業務状況関係については以上でございます。

○森委員長

以上で務状況関係の説明が終わりました。それでは日程第 2 について質疑を行います。質疑のある方は順次ご発言を願います。

○桐生委員

ご説明ありがとうございました。私から、ただいまの資料に基づきまして、5 事業者による水道システム再構築の取組みについてお伺いをします。

令和 5 年 5 月に公表し、この概要をもとに今年度中に 5 事業者共通の施設整備計画を策

定する予定であるということですので、幾つか質問をさせていただきます。

冒頭に金額の話がありましたが、再構築にかかる事業費は 1,310 億円、また、構成団体が独自にやる場合は 2,212 億円ということでありまして、再構築によるコスト削減額は 902 億円という説明がありました。これはメリットが高いと思うんですが、この中でも特に課題となっている取組みはありますか。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

課題についてお答えをいたします。水道施設の再構築に向けて、今後 30 年間にわたり浄水場の増強や管路整備といった施設整備を行うことになっております。

企業団においては、令和 8 年度から再構築事業に係る施設整備の着手をする予定でありますので、それまでに再構築事業への国からの財政支援について、実施を図ることが大きな課題と考えております。以上になります。

○桐生委員

財政支援については、このあと聞かせていただきますが、施設整備の工程案が令和 37 年完了とされてますが、普通に考えて、30 年後って長いですね。

この最大の理由はなんですか。予算の問題ですか。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

再構築事業がなぜ長期に及ぶ計画になるのかということについてお答えをいたします。

水道システムの再構築においては、構成団体の浄水場の統廃合というのが、今後、水需要の減少との整合をとりながら、相模川下流に位置する浄水場の廃止時期に合わせて段階的に進めていくということがございます。廃止対象となる浄水場というのが、寒川浄水場、小雀浄水場、有馬浄水場でございますが、これらの施設を廃止することを考えております。その時期でございますが、小雀浄水場が令和 22 年、寒川浄水場が令和 33 年、有馬浄水場が令和 37 年を想定しているところでございます。

このように最後の浄水場廃止が令和 37 年になりますので、これに合わせた再構築事業というのは、非常に長期にわたる計画になるという理由になっております。

以上でございます。

○桐生委員

ありがとうございます。浄水場の廃止が一番期間がかかる要因だということで、やむを得ないのかなと思いますが、しっかり考えながら進めていただきたいと思います。余談ですが、埋設管については活断層の隆起だとかで課題がでています。

私は空中管というのはどうなのかなと思ってまして、メイン管だけでも空中に置くとか神奈川県独自の工夫はどうかと。どうしても地下に埋設するという考えがベースですよね。これも今後の地震想定の中では、考えた方が良くはないかと思います。

先ほど首長合意という話がありました。この調整を進めているということで伺いますが、水道施設の再構築を各構成団体の首長さんが連携協力して、取り組むことを明確にして、財政支援等についても国等に働きかけることを目的とするとありますが、この締結についての進捗はいかがですか。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

首長合意の締結に向けた進捗状況ということでお答えをいたします。

5事業者の事業管理者級で構成されております、5事業者連携推進会議の中で、水道システムの再構築に向けた議論を進めておるところでございます。首長合意に関しましては、慎重に検討協議を重ねておりまして、施設整備計画策定前までには締結することを目標として、現在、調整をしてるところでございます。現在の進捗でございますが、5事業者の意見を取り入れた案文を作成いたしまして、それを各事業者が持ち帰って精査しているという段階でございます。以上になります。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

しっかりと調整していただきたいと思います。先ほどの国の補助金の話ですが、再構築にかかる事業は1,310億円相当がかかるだろうと。補助金がゼロの場合のシナリオは考えてるんですか。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

再構築の費用を賄う主な財源でございますが、これは構成団体からいただく受水費及び、企業債でございますが、仮に補助金が得られなかった場合の想定でございますが、

設整備の平準化や業務効率化等の経営努力も加えまして対応してまいります。

その上でもなお資金確保が困難ということになれば、料金値上げといったものも検討せざるを得ないと考えておるところでございます。

現在、施設整備計画の策定を進めておりますが、計画が策定され次第、改めて、長期の財政収支の見通し、それから施設整備を進めるうえでの料金や企業債の財源構成についても、長期的な視点で検討を進めてまいります。

また、将来的な値上げ幅の抑制を図るために建設改良積立てによる財源確保も進めてまいりますほか、再構築事業に活用できる国庫補助制度の創設に向けた国等への要望活動を精力的に行っているところでございます。以上になります。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

最悪は、水道料金を値上げしてしまえばというような形はよろしくないと思いますが、1,310億を賄う中で、補助金として出してくれる部分はどのくらいの割合なんですか。

○森委員長

菱山財務課長。

○菱山財務課長

補助金につきましては、これから制度をつくっていただくためのお願いをしている段階です。どれくらいの補助率というようなものについては明確になっておりません。

我々としては、なるべく大きい補助率をいただけるように、これからも国への働きかけを頑張っていきたいと、かように思っているところであります。以上です。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

補助金もこれから考えるということで、大体分かりましたが、最後の手段はとして、県民に担わせることにならないよう、どうするのかということですが、企業長の発言のように、いかに国の補助制度の対象にしてもらうかを関係省庁に効果的に要望を行っていくということだと思えますね。補助制度の財政支援が、再構築には絶対に欠かせない財源であると思われますので、しっかりと進めていただいて、我々も応援団として協力をさせていただきます。以上で私の質問を終わります。

○森委員長

他に質疑、ご意見ございますでしょうか。

浅羽企業長。

○浅羽企業長

先ほど花上議員のご質問のご答弁に際しまして、色々な災害の対応で国等の対応が 変
わってきたという例示の中で、飛騨川転落事故の後に災害対策基本法ができたというお話
をしましたが、誤りでございまして、飛騨川は転落事故の後に、道路の雨量規制が導入を
されました。災害対策基本法ができましたのは、伊勢湾台風の災害の後で ございま
すので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○森委員長

訂正をするということでございます。

質疑、ご意見は特にないようですので質疑は以上で終了いたします。日程第2については、
本日はこの程度にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

よって次回、引き続き調査を行います。次に、日程第3 その他ですが、各委員において
何かございますでしょうか。

○佐藤議長

委員長、発言よろしいでしょうか。

○森委員長

発言を許します。

○佐藤議長

委員長から発言のお許しをいただきましたので、ご提案をさせていただきたいと思
います。先ほどの業務状況調査の報告の中でも、今年度中に5事業者共通の施設整備計画、これが
策定されるということをご承知のとおりでございます。

金額が、廃止施設の撤去も含めて1,310億円ということで、昨年11月の委員会の中で、
桐生委員からもご指摘があったとおり、現時点では活用できる国の補助制度もないわけ
でございます。過去に企業団が実施した事業の補助金の補助率を御見込みと見ますと、三保
ダム建設では、総事業費が2,892億円。これに対して補助金が379億円で13%です。宮ヶ
瀬ダムにつきましては総事業費が7,330億円、補助金が1,896億円で26%という
こと
でございます。

費用負担の在り方の調整につきましては、再構築の中で、受水費の負担が基本となるというお話もございました。つまり、4 構成団体事業者で負担をしていただく、さらに言えば、4 構成団体の水道利用者に負担をしていただくということでもあります。

そうした状況の中で、将来、利用者の方の負担増を少しでも抑制するために、国の補助制度は導入不可欠であろうというふうに思っているところでございます。

令和 8 年から工事着手というような計画の中で、令和 6 年度と令和 7 年度、これが補助制度の創設に向けましては大変重要な時期になると思います。

今年の 4 月から厚労省から国交省のほうに水道行政が移管をされるというのを聞いて おります。国交省が言っております、国土強靱化、あるいは脱炭素化、これを指導する国交省についても、政策に合致した取組みだというふうに私も考えておりまして、5 事業者そろって様々な形で要望していただいているということもありますけれども、是非、各議会からもしっかりと要望を上げていくような方向で調整をしていただければ大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

何といたっても、利用者の方々に、後世の負担を少なくできるように、委員長のお取り 計らいをいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○森委員長

ただいま佐藤議長から、国等への要望について意見が出されましたので、国等への要望を議題といたします。お諮りいたします。国等への要望については、本日はこの程度とし、次回引き続き当局から要望行動を実施する場合の手続き等について報告していただき、各委員から意見を聴取した後、国等への要望について取りまとめることといたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定させていただきます。次回の委員会は、2 月 8 日午後 2 時から当委員会室にて開催いたします。

なお、開催通知につきましては、ただいまご出席の皆様には省略させていただきます。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして広域水道常任委員会を閉会いたします。誠に御疲れさまでございました。

広域水道常任委員会記録

令和6年2月8日（木）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和6年2月8日(木)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 森 正明 副委員長 本石 篤志
委員 嶋村 ただし 委員 桐生 秀昭
委員 山下 正人 委員 尾崎 太
委員 花上 喜代志 委員 橋本 勝
委員 木庭 理香子 委員 川島 雅裕
- 4 委員外議員 議長 佐藤 祐文
- 5 議事説明者 企業長 浅羽 義里 副企業長 山隈 隆弘 理事 秋元 康由
危機管理室長 三橋 俊郎 総務部長 津田 宏 浄水部長 小池 健一
建設部長 依田 一仁
ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江 伸治 ほか書記4名
- 7 議事日程
 - 第1 付託事件の審査
議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算
 - 第2 業務状況関係の調査
 - 第3 国等への要望について

○森委員長

ただいまから広域水道常任委員会を開会いたします。これより日程第1 付託事件の審査、日程第2 業務状況関係の調査及び日程第3 国等への要望についてを行います。

初めに委員会の運営についてお諮りいたします。委員長といたしましては、前回に引き続き日程第1日、程第2及び日程第3について質疑を行い、日程第1 付託事件の審査について採決を行うというように考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないようですのでそのように決定させていただきます。

それでは、前回説明のありました日程第1及び日程第2について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

○森委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。これより日程第1 付託事件の審査について採決を行いたいと思います。お諮りいたします。

採決の方法については、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、これより採決をいたします。採決は区分して行います。まず、議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(総員挙手)

○森委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(総員挙手)

○森委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(総員挙手)

○森委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第2 業務状況関係の調査についてお諮りいたします。

日程第2については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中、調査を継続することにいたしたいと思っておりますので、議長宛て申し出ることに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

本委員会の審査結果報告書及び閉会中継続調査申出書の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

次に日程第3 国等への要望について協議を行います。

初めに、佐藤議長から提案がありました企業団議会と構成団体議会が協力して、国等に対し、要望行動を行う場合の手続等について、当局の説明をお願いいたします。
山隈副企業長。

○山隈副企業長

まず、手続についてですが、各構成団体議会事務局に確認をいたしましたところ、地方自治法 99 条に定める意見書提出の方法により、各議会が意見書を議決する方法であれば、4 団体ともに可能であるとのことでした。これは企業団議会としても可能であります。ただし、この方法による場合は、他の議会と連名で要望することはできないとされており、構成団体議会及び企業団議会が連携して要望するためには、同じ内容の意見書をそれぞれの議会で議決し、共同で国等に対し要望行動を行うという方法になるということでありました。

次に、要望行動を行うとした場合の時期についてですが、5 事業者の管理者級の会議で議論いたしました際には、次の二つの要件を考慮してほしいという意見が多数でありました。一つは、4 構成団体の首長及び企業団企業長の 5 事業者間で再構築事業を連携して進めていこうという明確な合意がなされていること。二つ目は、再構築事業に関する施設整備計画が策定され、それが各構成団体議会に説明済みであること。以上 2 点でございます。

これらについては、現時点では、首長間の合意に係る協定を施設整備計画策定の前に締結をし、そして今年度中に施設 整備計画を策定し、5 月から 6 月にかけて開催される 4 構成団体議会で施設整備計画を説明するという流れが想定をされております。

したがって、先ほど申し上げました要件を満たす国等への要望の時期といたしましては、5 月から 6 月にかけての構成団体議会への計画の説明が終了した以降ということになります。以上でございます。

○森委員長

以上で説明が終わりました。それでは、各委員において意見のある方は順次発言を願います。

○桐生委員

ありがとうございました。

この再構築事業に関する国への要望ですが、再構築事業については、今の説明も含めましてよく分かりました。これは、将来の水道事業にとっても大変重要な取組みであることは、私も何度か質問して理解しているわけですが、また一方で、財源確保の課題については、国の財政支援は不可欠ということで、企業団に対して補助金の確保に向けて、粘り強くあらゆる方策を講じて取り組んでいただくよう要望をさせていただいたところであります。神奈川県は令和6年10月から段階的に水道料金を値上げすることになったわけですが、将来的な料金負担をできるだけ圧縮して、利用者の負担が重くならないようにするためにも、企業団議会に限らず構成団体議会とも協力して、国に対して財政支援を強く求める要望活動を行っていくべきと考えます。

以上であります。

○森委員長

ありがとうございました。他にございますか。

山下委員。

○山下委員

この要望活動に関してですが、私もこれは推進すべきだということで賛成でございます。水道事業の規模メリットを生かすためには、この再構築事業というのも今後欠かせないことだと思っておりますので、是非やっていかななくてはいけない。

この再構築事業をやることで、コストが900億円ほど削減されるというメリットも聞いております。ただ一方で、横浜市をはじめ、我々構成団体は、水道施設を廃止するという事でやはり多額のコスト費用がかかるわけです。水道事業者が負担をする設備費、施設整備等の費用というのが、先ほど桐生委員からもありましたが、将来的には利用者の料金へはね返ってくるものでございますので、再構築の財源、これはやはり国からの支援というのが不可欠だというふうに思っているところであります。

再構築事業を進めるためにも我々の水道事業者もちろんですが、企業団としても国に対し、しっかりと要望活動を行くべきと思っておりますので、企業団の後押しをしていくためにも、我々も意見書を出していく方向に賛成でございます。

○森委員長

ありがとうございました。

橋本委員。

○橋本委員

前回の佐藤議長のご提案につきましては、我々川崎市としても異論なく賛成をさせていただきますのでございます。今、ご説明いただいたとおり、今後の首長等の対応の仕方、あるいは議会としての対応の流れについても理解をいたしましたので、是非、進めていただきたいと思っております。

我々川崎市は再構築事業によって、いわゆる災害発生時等のバックアップ率の向上が見込まれるというご説明を聞いておりますので、安心、安定の供給体制を早期に実現していただくためにも着実に再構築事業は進めていただくことが必要であると、このような認識に立ってございます。今後、物価高騰による事業費への影響もかなり心配な部分でもございますし、財源確保については、皆様方のご発言のとおり苦勞されるのかなというふうに思っておりますので、企業団議員として、市民生活への影響を可能な限り小さくすることができるように、お願いをさせていただきたいわけでございますけれども、企業団議会としても企業団との両輪で国への要望を強く推し進めていくべきというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○森委員長

ありがとうございます。

花上委員。

○花上委員

先ほど山隈副企業長からご説明がありました、佐藤議長の提案は私ももっともだというふうに思います。企業団議会もですね、異存があるという方は、基本的にはないと思いますが、ただ手順はしっかり踏んでいかなきゃいけないのではないかと。

各構成団体と歩調を合わせてですね、実効性のある要望ということが必要だろうと思います。ですから、先ほどのご説明のような方向で、各構成団体足並みそろえて要望できるようにしっかりと進めていくということが大事だろうと思いますので、横浜市でも佐藤議長の提案を受けて、しっかり進めていきたいなと思います。

よろしくお願いたします。

○森委員長

本石委員。

○本石副委員長

企業団議会としても、国の支援を求める要望活動は積極的に行うべきであると考えております。横須賀市の事情から申し上げますと、現在の予定では、再構築事業が完了いたしますと、横須賀市の水道は全て企業団から受水で賄われることとなりますので、企業団の水道料金が今後どのようなようになるのか、大変注視するところでございます。

将来的に企業団からの供給水量が全体の7割超えとなることを考えますと、水道利用者への影響もより拡大されることとなりますので、水道料金については、可能な限り抑制していただくよう、あらゆる知恵を絞っていただきたいと思いますが、企業団議会としても企業団をしっかりと後押ししていくことはもとより、構成団体議会と共に、協力して、国への財政支援の要望活動を強力かつ継続的に行っていくべきであると考えてございます。以上でございます。

○森委員長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

各委員からご意見をいただきましたけども、他にないようですので、協議は以上で終了いたします。ただいまご発言いただいた意見といたしましては、再構築事業は大変重要な取り組みであるが、着実に進めるための財源確保に課題があること。

再構築事業において計画される水道施設の廃止や施設整備に関わる費用は、将来的には利用者の負担となること。

バックアップ率の向上による安心、安全、安定の供給体制を早期に実現してもらいたいこと。

将来的に企業団からの供給水量が全体の7割超となり、水道利用者への影響もより拡大されること。

以上のことから、企業団議会としては、構成団体議会とも協力をして、国等に対し、財政支援等を強く求める要望活動を強力かつ継続的に行っていくべきというものであります。また、今後、要望活動を行っていく際の進め方として、企業団議員をはじめ、構成団体議会にも理解を得るため、しっかりと構成団体議会と協力をしながら歩調を合わせて進めていくということがございました。

委員長としましては、ただいまのご意見を踏まえ、企業団議会として、企業団と構成団体が調整をする首長合意の締結と施設整備計画が、構成団体議会で説明された後の適切な時期に、構成団体議会とも協力をして、国等に対し財政支援等を求める要望を行う方向で取り組んでいきたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認めます。なお、国等への要望活動の今後の対応につきましては、現企業団議員から次期企業団議員にしっかりと引き継いで頂くことをお願いいたしまして、次期広域水道常任委員会への申し送りとするをご了承願います。

○森委員長

その他当局において何かございますでしょうか。

浅羽企業長。

○浅羽企業長

再構築事業を進めるに当たりまして、補助金の導入は最大の課題でございまして、何としても実現しなければならない、そうした状況の中で、議会におきましても、要望活動を行っていただけるということは、大変心強く、ありがたいことであります。具体的な要望活動の内容、時期等につきましては、引き続き、次の企業団議会において議論していただくことになるかもしれませんが、その道筋をつけていただいた佐藤議長、また、おまとめいただいた森委員長はじめ、各委員の皆様方に心から感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

○森委員長

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。
誠にお疲れさまでございました。